

原子力発 第19283号
令和元年11月 7日

原子力規制委員会 殿

住 所 高松市丸の内2番5号

申請者名 四国電力株式会社

代表者氏名 取締役社長 社長執行役員

長井 啓介

平成31年2月7日付け、原子力発第18292号をもって申請しました伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）を下記のとおり一部補正いたします。

記

伊方発電所の発電用原子炉設置変更許可申請書（3号原子炉施設の変更）を別添のとおり補正する。

枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので
公開することはできません。

別 添

別紙2（本文）の一部補正

添付書類五の一部補正

添付書類八の一部補正

添付書類十の一部補正

別紙2（本文）の一部補正

別紙2（本文）を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
- 12 -	上 13	…がない設計とする。――	…がない設計とする。そのために、敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）及び敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）それぞれに対して有毒ガスが発生した場合の影響評価（以下「有毒ガス防護に係る影響評価」という。）を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
- 13 -	下 8	…がない設計とする。 —	<p>影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p> <p>…がない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>
- 15 -	上 2~3	…がない設計とする。 —	<p>…がない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、</p>

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
- 19 -	下 12~11	…がない設計とする。 —	<p>有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p> <p>…がない設計とする。そのために、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の性状、貯蔵状況等を踏まえ固定源及び可動源を特定する。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、当該要</p>

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
- 28 -	下 7		<p>員の吸氣中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p>

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
- 32 -	上 10~13	(a-7) 有毒ガス発生時に、運転員及び発電所災害対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。	(a-7) 有毒ガス発生時に、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。固定源に対しては、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対処するため必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようする。
	下 12~9	予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策要員のうち初動対応を行うものに對して防護具を配備し、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順を整備する。	予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員に對して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
- 34 -	下 7~4	(a-1-7) 有毒ガス発生時に、 の吸気中の有毒ガス濃度 を有毒ガス防護のための 判断基準値以下とするこ とにより、事故対策に必 要な各種の操作を行うこ とができるよう手順と体 制を整備する。	(a-1-7) 有毒ガス発生時 に、事故対策に必要な各 種の操作を行うことがで きるよう、 の吸気中の有毒ガ ス濃度を有毒ガス防護の ための判断基準値以下と するための手順と体制を 整備する。固定源に対し ては、 の吸気中の有毒ガス濃 度を有毒ガス防護のため の判断基準値を下回るよ うにする。可動源に対し ては、換気設備の隔離等 により、 が事故対策に必要な 各種の操作を行うことが できるようとする。
	下 3~1	予期せぬ有毒ガスの発生 においても、 に対して防護具 を配備し、事故対策に必 要な各種の操作を行うこ とができるよう手順を整 備する。	予期せぬ有毒ガスの発生 においても、 に対して配備し た防護具を着用すること により、事故対策に必要 な各種の操作を行うこと ができるよう手順と体制 を整備する。

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

添付書類五の一部補正

添付書類五を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
5-1	上 10	平成 30 年 12 月 1 日 現在に おける…	令和元年 9 月 1 日 現在に おける…
5-2	上 2~3	安全技術課は発電所の技 術関係事項の総括及び原 子力防災のための体制の 整備に関する業務を, …	安全技術課は発電所の技 術関係事項の総括, 燃料管 理に関する業務及び原子 力防災のための体制の整 備に関する業務を, …
	上 4~5	…, 発電課は発電用原子炉 施設の運転に関する業務 を, 原子燃料課は燃料管理 に関する業務を, 保修統括 課, …	…, 発電課は発電用原子炉 施設の運転に関する業務 を, 保修統括課, …
	上 9~10	…, 防災課は火災, 内部溢 水及びその他自然災害発 生時における体制の整備 に関する業務を, …	…, 防災課は火災, 内部溢 水, 火山現象(降灰)及び その他自然災害発生時における体制の整備に関する業務を, …
5-4	上 3~5	…, 平成 30 年 12 月 1 日 現 在, 原子力本部の原子力部 及び伊方発電所における 技術者の人数は 381 名で ある。	…, 令和元年 9 月 1 日 現 在, 原子力本部の原子力部 及び伊方発電所における 技術者の人数は 385 名で ある。
	上 8	伊方発電所における技術 者の人数は 323 名である。	伊方発電所における技術 者の人数は 318 名である。
	上 10	平成 30 年 12 月 1 日 現在, …	令和元年 9 月 1 日 現在, …
5-4	下 11~6	原子炉主任技術者 19 名 第一種放射線取扱主任者 62 名 第一種ボイラー・タービン 主任技術者 3 名 第一種電気主任技術者 11 名	原子炉主任技術者 17 名 第一種放射線取扱主任者 65 名 第一種ボイラー・タービン 主任技術者 4 名 第一種電気主任技術者 10 名

頁は平成 31 年 2 月 7 日付け、原子力発第 18292 号で申請の頁を示す。

頁	行	補 正 前	補 正 後
		運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者 <u>22</u> 名	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者 <u>18</u> 名
5-5	上 4	平成 30 年 12 月 1 日現在, …	令和元年 9 月 1 日現在, …
5-8	上 2	…, 実施部門である原子力部, <u>原子燃料部</u> , 土木建築部, …	…, 実施部門である原子力部, <u>土木建築部</u> , …
5-12	上 2~3	…, 安全管理部長, <u>安全技術課長</u> , 防災課長又は訓練計画課長の職位とすることで, …	…, 安全管理部長, <u>防災課長</u> 又は訓練計画課長の職位とすることで, …
5-13		第 5.1 表 原子力本部の原子力部及び伊方発電所の技術者及び有資格者の人数	別紙 5-1 に変更する。
5-14		第 5.1 図 原子力関係組織(1/2) (平成 30 年 12 月 1 日現在)	別紙 5-2 に変更する。
5-15		第 5.1 図 原子力関係組織(2/2) (平成 30 年 12 月 1 日現在)	別紙 5-3 に変更する。
5-16		第 5.2 図 原子力防災組織(平成 30 年 12 月 1 日現在)	別紙 5-4 に変更する。
5-17		第 5.3 図 原子力発電所品質保証文書体系 (平成 30 年 12 月 1 日現在)	別紙 5-5 に変更する。

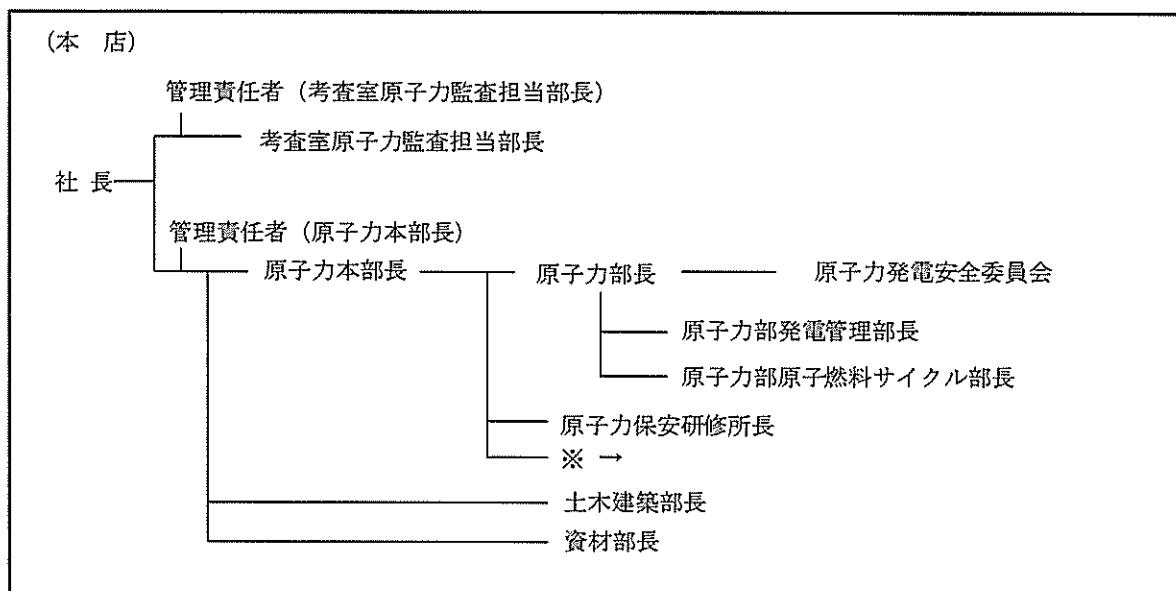
頁は平成 31 年 2 月 7 日付け、原子力発電第 18292 号で申請の頁を示す。

第 5.1 表 原子力本部の原子力部及び伊方発電所
の技術者及び有資格者的人数

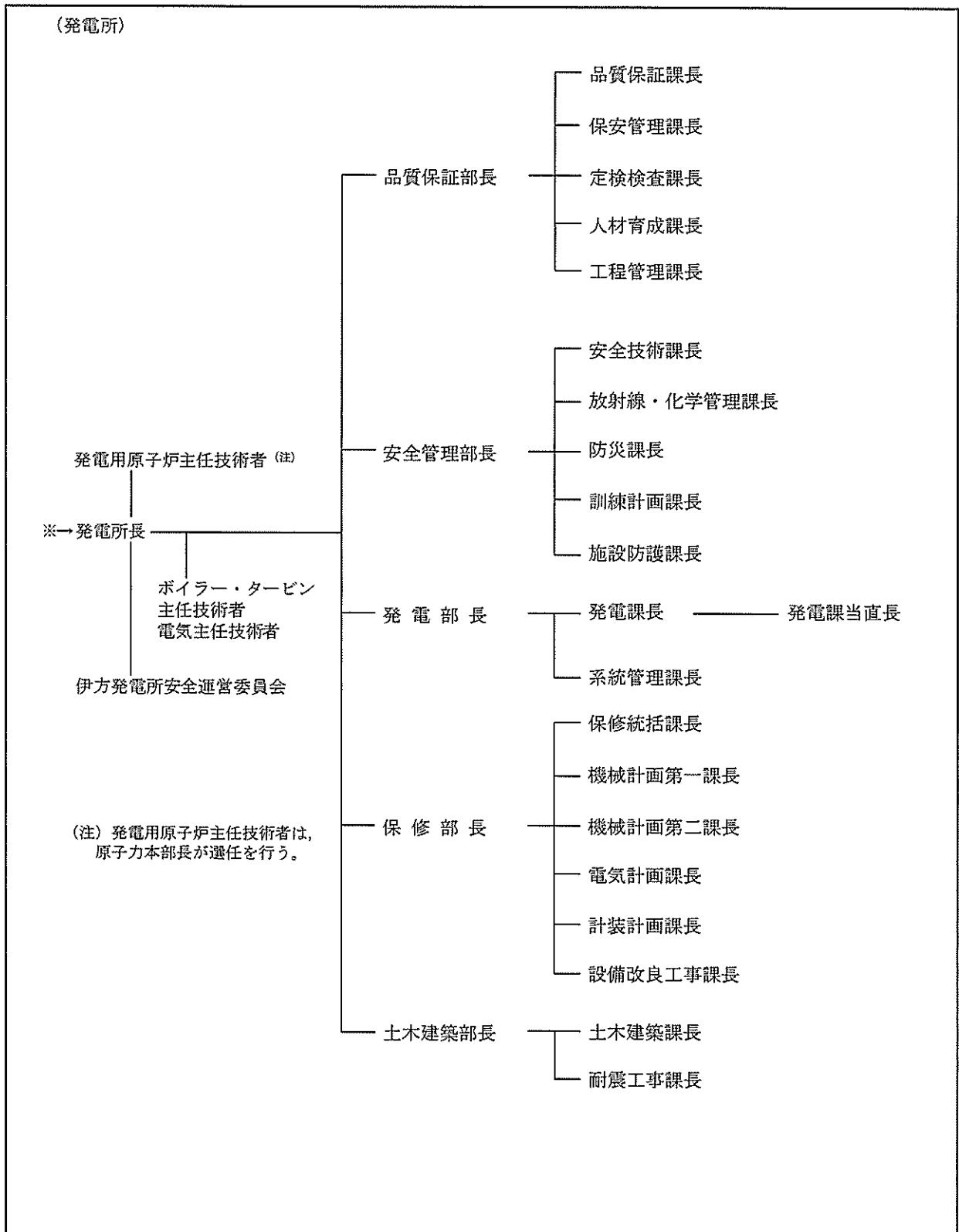
(令和元年 9 月 1 日現在)

	技術者の総 人数	技術者のうち 特別管理者 の人数※	技術者のうち有資格者的人数				
			原子炉主任 技術者有資 格者的人数	第一種放射 線取扱主任 者有資格者 の人数	運転責任者 の基準に適 合した者 の 人 数	第一種ボイ ラー・タービ ン主任技術 者有資格者 の 人 数	第一種電気主 任技術者有資 格者的人数
原子力部	67	15	5	27	1	0	3
伊方発電所	318	40	12	38	17	4	7

※:特別管理者は、技術者としての経験年数 10 年以上を有している。



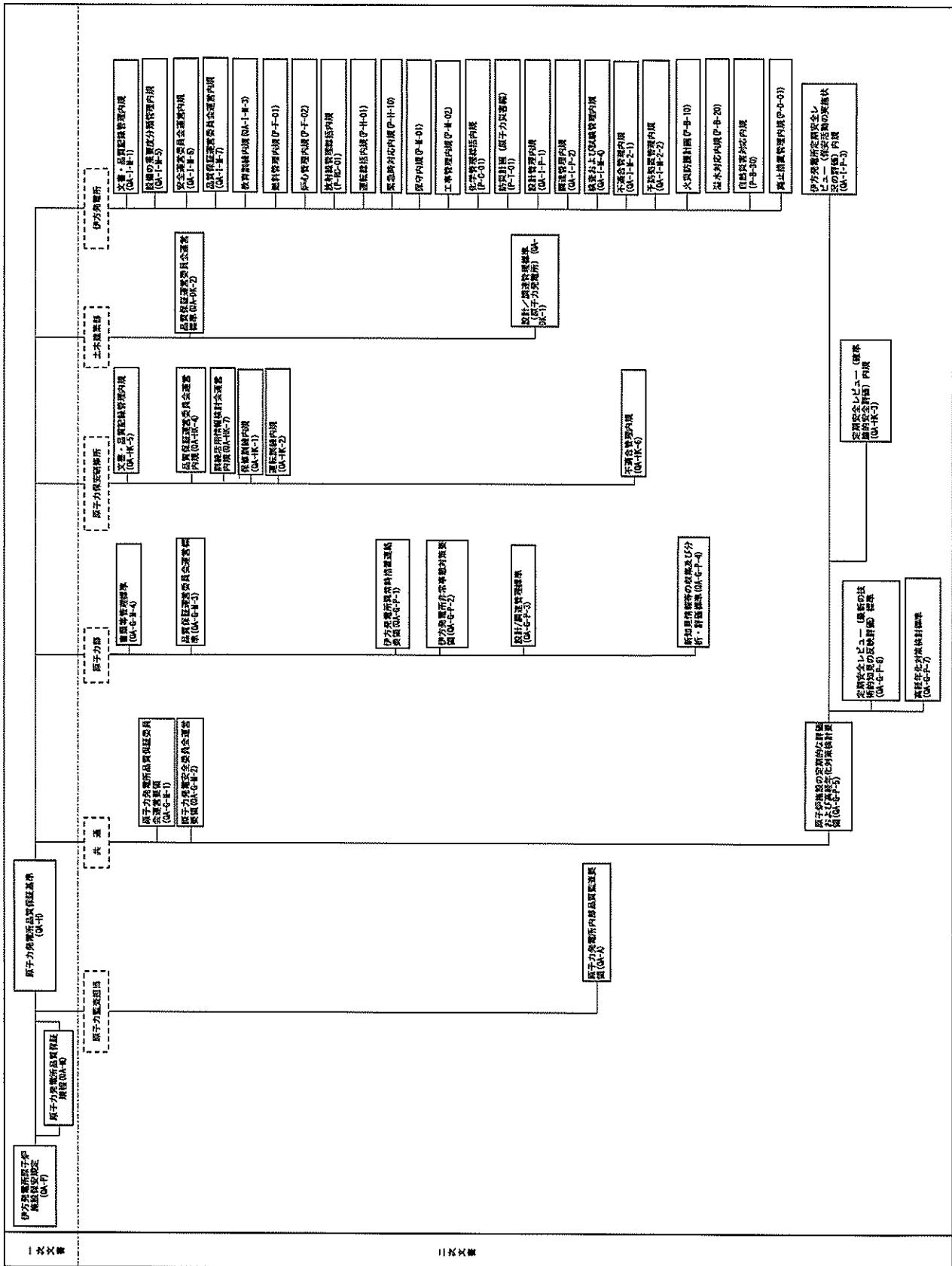
第 5.1 図 原子力関係組織(1/2)（令和元年 9 月 1 日現在）



第 5.1 図 原子力関係組織 (2/2) (令和元年 9 月 1 日現在)



第 5.2 図 原子力防災組織（令和元年9月1日現在）



第 5.3 図 原子力発電所品質保証文書体系（令和元年 9 月 1 日現在）

添付書類八の一部補正

添付書類八を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
8(3)-目-2	下4と下3 の間	(記載追加)	10.9.1.3 主要設備 (1) 緊急時対策所 (EL. 32 m)
8(3)-1-2 ～ 8(3)-1-3	下1 ～ 上7	想定される有毒ガスの発生 において、 <u>薬品タンク、配</u> <u>管等に保管されている有毒</u> <u>ガスを発生させるおそれの</u> <u>ある有毒化学物質（以下</u> <u>「固定源」という。）に対</u> <u>しては、運転員の吸気中の</u> <u>有毒ガス濃度が、有毒ガス</u> <u>防護のための判断基準値を</u> <u>下回ることにより、また、</u> <u>敷地内におけるタンクロー</u> <u>リー等の輸送容器に保管さ</u> <u>れている有毒ガスを発生さ</u> <u>せるおそれのある有毒化</u> <u>学物質（以下「可動源」とい</u> <u>う。）に対しては、中央制</u> <u>御室換気空調設備の隔離等</u> <u>により、運転員を防護でき</u> <u>る設計とする。</u>	想定される有毒ガスの発生 において、 <u>有毒ガスが運転</u> <u>員に及ぼす影響により、運</u> <u>転員の対処能力が著しく低</u> <u>下し、安全施設の安全機能</u> <u>が損なわれることがない設</u> <u>計とする。のために、敷</u> <u>地内外において貯蔵施設に</u> <u>保管されている有毒ガスを</u> <u>発生させるおそれのある有</u> <u>毒化学物質（以下「固定</u> <u>源」という。）及び敷地内</u> <u>において輸送手段の輸送容</u> <u>器に保管されている有毒ガ</u> <u>スを発生させるおそれのある</u> <u>有毒化学物質（以下「可</u> <u>動源」という。）それぞれ</u> <u>に対して有毒ガスが発生し</u> <u>た場合の影響評価（以下</u> <u>「有毒ガス防護に係る影響</u> <u>評価」という。）を実施す</u> <u>る。固定源に対しては、運</u> <u>転員の吸気中の有毒ガス濃</u> <u>度の評価結果が有毒ガス防</u> <u>護のための判断基準値を下</u> <u>回ることにより、運転員を</u> <u>防護できる設計とする。可</u> <u>動源に対しては、中央制御</u> <u>室換気空調設備の隔離等の</u> <u>対策により、運転員を防護</u> <u>できる設計とする。</u>
8(3)-1-4	下5～1	想定される有毒ガスの発生 において、 <u>固定源に対して</u> <u>は、重大事故等に対処する</u> <u>ために必要な指示を行う要</u> <u>員の吸気中の有毒ガス濃度</u>	想定される有毒ガスの発生 において、 <u>有毒ガスが当該</u> <u>要員に及ぼす影響により、</u> <u>当該要員の対処能力が著し</u> <u>く低下し、安全施設の安全</u>

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
8(3)-1-5	下 8~4	<p>が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等により、当該要員を防護できる設計とする。</p>	<p>機能が損なわれることがない設計とする。そのため、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。</p>
8(3)-6-1 ～ 8(3)-6-2	下 3 ～ 上 4	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下しないよう、想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、</p>	<p>中央制御室は、有毒ガスが運転員に及ぼす影響により、運転員の対処能力が著しく低下し、安全施設の全機能が損なわれることがない設計とする。そのため</p>

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
		<p><u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等により、運転員を防護できる設計とする。</u></p>	<p>に、「有毒ガス防護に係る影響評価ガイド」（平成29年4月5日原規技発第1704052号原子力規制委員会決定）（以下「有毒ガス評価ガイド」という。）を参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径10km以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、運転員を防護できる設計とする。可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備の隔離、防護具の着用等の対策により、運転員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係る影響評価において、有毒ガ</p>

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
8(3)-6-6	上 5~9	<p>想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、<u>運転員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等により、運転員の対処能力が著しく低下しない。</u></p>	<p>ス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。</p> <p>想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、<u>防液堤等の設置状況を踏まえた評価条件を設定し、運転員の吸気中の有毒ガス濃度が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、中央制御室換気空調設備の隔離等の対策により、運転員の対処能力が著しく低下しない。</u></p>
	下 2~1	<p>(3) 手順に基づき、<u>中央制御室換気空調設備の隔離等により、中央制御室内の運転員の対処能力を確保する。</u></p>	<p>(3) 手順に基づき、<u>通信連絡設備による連絡、中央制御室換気空調設備の隔離、防護具の着用等により、中央制御室内の運転員の対処能力を確保する。</u></p>
8(3)-10-2	下 7~1	<p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、<u>当該要員の対処能力が著しく低下しないよう、想定される有毒ガスの発生において、固定源に対しては、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度が、有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、また、可動源に対しては、緊急時対策所換気設備の隔離等により、当該要員を防護できる設計とする。</u></p>	<p>(5) 有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、<u>当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれる</u>ことがない設計とする。</p>
	下 1 の後ろ	(記載追加)	別紙 8-1 を追加する。

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
8(3)-10-6 ～ 8(3)-10-7	下 1 ～ 上 6		

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

10.9.1.3 主要設備

(1) 緊急時対策所 (EL. 32m)

異常等に対処するために必要な指示を行う要員等を収容できるよう、緊急時対策所 (EL. 32m) を設置する。

緊急時対策所 (EL. 32m) は、有毒ガスが重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に及ぼす影響により、当該要員の対処能力が著しく低下し、安全施設の安全機能が損なわれることがない設計とする。そのために、有毒ガス評価ガイドを参照し、有毒ガス防護に係る影響評価を実施する。有毒ガス防護に係る影響評価に当たっては、有毒ガスが大気中に多量に放出されるかの観点から、有毒化学物質の揮発性等の性状、貯蔵量、建屋内保管、換気等の貯蔵状況等を踏まえ、敷地内及び中央制御室等から半径 10km 以内にある敷地外の固定源並びに敷地内の可動源を特定し、特定した有毒化学物質に対して有毒ガス防護のための判断基準値を設定する。また、固定源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる防液堤等は、現場の設置状況を踏まえ評価条件を設定する。固定源に対しては、貯蔵容器すべてが損傷し、有毒化学物質の全量流出によって発生した有毒ガスが大気中に放出される事象を想定し、当該要員の吸気中の有毒ガス濃度の評価結果が有毒ガス防護のための判断基準値を下回ることにより、当該要員を防護できる設計とする。可動源に対しては、通信連絡設備による連絡、緊急時対策所換気設備の隔離、防護具の着用等の対策により、当該要員を防護できる設計とする。有毒ガス防護に係

る影響評価において、有毒ガス影響を軽減するための防液堤等は、適切に保守点検するとともに運用管理を実施する。

添付書類十の一部補正

添付書類十を以下のとおり補正する。

頁	行	補 正 前	補 正 後
10(3)-5-2	上 7~10	<p>g. 有毒ガス発生時に、 <u>運転員及び発電所災害対策要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とする</u>ことにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。</p>	<p>g. 有毒ガス発生時に、 <u>事故対策に必要な各種の指示、操作を行う</u>ことができるよう、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。敷地内外において貯蔵施設に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「固定源」という。）に対しては、運転員及び発電所災害対策本部要員の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。敷地内において輸送手段の輸送容器に保管されている有毒ガスを発生させるおそれのある有毒化学物質（以下「可動源」という。）に対しては、換気空調設備の隔離等により、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるようとする。</p>

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

頁	行	補正前	補正後
10(3)-5-2	上 11~14	予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策要員のうち初動対応を行うものに對して防護具を配備し、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順を整備する。	予期せぬ有毒ガスの発生においても、運転員及び発電所災害対策本部要員のうち初動対応を行う要員に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の指示、操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。
10(3)-5-4 ～ 10(3)-5-5	下 2 ～ 上 2	g. 有毒ガス発生時に、 [REDACTED]の吸 気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とすることにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。	g. 有毒ガス発生時に、 事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう、[REDACTED] [REDACTED]の吸気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値以下とするための手順と体制を整備する。固定源に対しては、 [REDACTED]の吸 気中の有毒ガス濃度を有毒ガス防護のための判断基準値を下回るようにする。可動源に対しては、換気設備の隔離等により、[REDACTED]が事故対策に必要な各種の操作を行うことができるようにする。
10(3)-5-5	上 3~5	予期せぬ有毒ガスの発生においても、[REDACTED] [REDACTED]に対して防護具を配備し、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順を整備する。	予期せぬ有毒ガスの発生においても、[REDACTED] [REDACTED]に対して配備した防護具を着用することにより、事故対策に必要な各種の操作を行うことができるよう手順と体制を整備する。

頁は平成31年2月7日付け、原子力発第18292号で申請の頁を示す。

[REDACTED]枠囲みの範囲は、機密に係る事項ですので
公開することはできません。